

参 考 図 表

- 1 付録（総合海洋政策本部会合（第7回）配布資料、総合海洋政策本部会合（第8回）配布資料）
- 2 海洋に係る基本指標
- 3 各府省における海洋に関する業務一覧
- 4 用語集

付録

総合海洋政策本部会合（第7回）議事次第

平成23年3月11日（金）
7時55分～8時10分
於：院内大臣室

1. 開会

2. 排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する
今後の対応方針について

3. 総理挨拶

4. 閉会

〈配布資料〉

排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する
今後の対応方針

排他的経済水域等における鉱物の探査及び 科学的調査に関する今後の対応方針

平成23年3月11日
総合海洋政策本部決定

我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査については、主権的権利等を適切に行使していくとの観点から、「海洋基本計画」（平成20年3月28日閣議決定）等において、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じることとされたところである。

今般、鉱業法の一部を改正する等の法律案（以下「改正鉱業法」という。）が閣議決定を経て国会に提出されることを踏まえ、排他的経済水域等における次の事項について、以下のとおり今後の対応方針を定める。

1. 鉱物の探査について

鉱物の探査について、別紙のとおり、改正鉱業法において許可制度を創設する。

また、同制度を適正に執行するため、同法に基づく措置の具体的な運用については経済産業省が主体となって関係府省の連携・協力のもとに取り組む。

なお、実施主体が「科学的調査」と主張したとしても、実際の行為が、鉱物の探査に該当すると判断される場合には、鉱業法による規制対象とする。

2. 科学的調査について

「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて」（平成8年7月20日関係省庁合意）（以下「ガイドライン」という。）に基づく事前申請制度を適切に運用しつつ、引き続き、現行ガイドラインの見直しをはじめ、制度上の整備について関係府省が連携して検討を行う。

鉱業法の一部を改正する等の法律案の概要

1. 法律改正の趣旨

資源価格が高騰・乱高下し、資源獲得競争が激化する中、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要がある。他方、国内資源開発の制度基盤である鉱業法は、制定（昭和25年）以来、実質的な改正を経ることなく今日に至っており、鉱業権の設定の許可に際して開発主体の適格性を求めていないなど、必ずしも我が国の資源開発を巡る国内外の新たな動きに対応できる制度になっていない。

今般の改正は、こうした状況を踏まえ、国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行う制度体系を構築することを目的とするものである。

2. 具体的な改正内容

①鉱業権の設定等に係る許可基準の追加

適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることや、実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加する。

②鉱業権の設定等に係る新たな手続制度の創設

石油、天然ガス等の重要鉱物については、現行の先願に基づく出願手続に代わり、国による鉱区候補地の指定、当該鉱物の合理的な開発に最も適した主体の選定等、適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続制度を創設する。

③鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査であって、一定の区域を占有して行うもの）を行う者に対して、事前の許可を求ることとする。また、許可制度の実効性を確保するため、探査を行う者に対する立入検査、作業の中止命令等を措置し、違反した場合の罰則を整備する。

④公布の日から起算して6月以内に施行する。

第8回 総合海洋政策本部会合 議事次第

平成23年5月27日（金）
7時55分～8時10分
於：院内大臣室

1. 開会
2. 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成22年度の進ちょく状況について
3. 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成23年度の実施事項及び同計画の変更について
4. 我が国における海洋保護区の設定のあり方について
5. 官房長官挨拶
6. 閉会

〈配布資料〉

- 資料1 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成22年度の進ちょく状況について
- 資料2 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成23年度の実施事項及び同計画の変更について
- 参考資料 基本計画の進ちょく状況
- 資料3 我が国における海洋保護区の設定のあり方について

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」
の平成22年度の進ちょく状況について

平成23年5月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、基本計画の毎年度の進ちょく状況について翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告することを定めている。^(注1)

このため、基本計画の平成22年度末における進ちょく状況を以下のとおり総合海洋政策本部に報告するとともに、引き続き基本計画の着実な実施を図ることとする。

◎平成22年度に実施した主な事項（詳細は参考資料を参照）

（1）低潮線の保全に関する事項

排他的経済水域等の安定的な保持のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線データベース構築に向けた検討等を実施した。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

広大な排他的経済水域等を日本及び世界のために有効活用するとの方針の下に、サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GPS連続観測システムによる広域的な地殻変動の観測等を実施した。

（3）拠点施設の整備に関する事項

特定離島を拠点とする活動を支援するため、南鳥島における特定離島港湾施設の建設に着手した。さらに、沖ノ鳥島における特

付録

定離島港湾施設整備のための調査を実施するとともに、建設のための予算を確保した。

(4) その他の事項

「低潮線保全法に関する関係省庁連絡会議」を設置し、省庁間協力・調整を図った。

(注1) 基本計画（抜粋）

5. その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

(1) 基本計画の進ちょく状況の総合海洋政策本部への報告

この基本計画に基づく低潮線の保全に関する措置、特定離島を拠点とする活動、
拠点施設の整備等の毎年度の進ちょく状況について、翌年度速やかに総合海洋政策
本部へ報告し、計画の着実な実施を図る。

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」
の平成23年度の実施事項及び同計画の変更について

平成23年5月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の平成22年度末における進捗状況を踏まえ、基本計画の平成23年度の実施事項等について、以下のとおりとする。

1. 平成23年度に実施する事項（詳細は参考資料を参照）

平成22年度からの継続事項に加え、主な事項として下記に取り組む。

（1）低潮線の保全に関する事項

我が国の排他的経済水域等の基礎となる低潮線（自然的条件の調査ができない北方領土及び竹島の周辺海域を除く。^(注1)）を対象として、185の低潮線保全区域を政令にて指定する（平成23年6月1日施行予定）ほか、低潮線保全区域の巡視体制の整備、監視体制の強化、低潮線データベースの構築、海洋台帳の整備等を実施する。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

海潮流観測等を実施する。

（3）拠点施設の整備に関する事項

沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の建設に着手する。

2. 基本計画の変更

平成23年度の沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の新規着工に伴い、同施設の具体的な諸元を基本計画において定める必要があることから、以下のとおり基本計画の変更を閣議決定することとする。^(注2)

[変更案]

「国土交通大臣は、沖ノ鳥島及びその周辺海域で活動する船舶による係留、停泊、荷さばき、北小島等への円滑なアクセス等が可能となるよう、沖ノ鳥島西側に特定離島港湾施設（岸壁（延長160m・水深－8m）、泊地（水深－8m）及び臨港道路（附帯施設を含む））を整備する。」

(注1) 基本計画（抜粋）

1. 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針

(2) 排他的経済水域等の安定的な保全措置の方針

低潮線保全区域の指定は、区域内における土地の掘削等の行為が禁止され、違反した場合には罰則を伴うものであることから、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について調査によって確認を行い、必要最小限度の区域に限らなければならない。

低潮線保全区域の指定は、我が国の領土にあるすべての排他的経済水域等の基礎となる低潮線を対象に行われるべきものであるが、現状では北方領土及び竹島の周辺海域については、法第2条第7項に定める「やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によってその確認を行うことができない海域」に該当することから、当該区域の指定は行わないこととする。ただし、自然的条件について、調査によってその確認を行うことができることとなった時に、直ちに調査を行い低潮線保全区域として指定を行う。

(注2) 基本計画（抜粋）

4. 拠点施設の整備等の内容に関する事項

(2) 特定離島港湾施設の整備に関する内容

ア. 南鳥島

国土交通大臣は、南鳥島及びその周辺海域で活動する船舶による係留、停泊、荷さばき等が可能となるよう、南鳥島南側海岸部に特定離島港湾施設（岸壁（延

付録

長160m・水深-8m)及び泊地(水深-8m)(附帯施設を含む))を整備する。

イ. 沖ノ鳥島

国土交通大臣は、沖ノ鳥島及びその周辺海域で活動する船舶による係留、停泊、荷さばき、北小島等への円滑なアクセス等が可能となるよう、岸壁、臨港道路等の特定離島港湾施設の整備に必要となる現地測量調査等を行い、早期の整備を目指す。

基本計画の進ちょく状況

主な計画事項	主な目標	主な平成22年度実施事項	主な平成23年度実施予定
(1) 低潮線の保全に関する事項			
低潮線及びその周辺状況の調査	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入、測量船の整備、衛星写真の利用	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの平成23年度予算を確保	航空レーザー測量に加え、AUVの導入準備、衛星写真の利用
海洋情報の集約	海洋情報クリアリングハウスに広範囲の海洋情報の所在情報を登録	関係省庁等による所在情報の登録を実施	同左
低潮線データベースの構築	低潮線及び低潮線の所在する離島に関する情報の管理、関係機関との共有	平成23年度予算を確保	海洋台帳の整備に着手
低潮線保全区域の指定及び変更	海底地形等を調査確認して区域を指定、必要な場合は区域を変更	平成23年度予算を確保、データベースで管理する情報の収集、システムの検討	データベースの構築、運用開始
低潮線保全区域における監視・巡視、違反者の監督処分に係る執行体制	巡視体制の整備、監視体制の強化	区域指定のための調査	平成23年6月1日までに区域指定の政令を施行
低潮線保全区域を有する離島の管理	関係行政機関の連携手続きを定める	巡視船艇・航空機の機能強化等	低潮線保全のための体制の整備・強化
(2) 特定離島を拠点とした活動に関する事項			
サンゴ増殖技術の開発・確立による国土保全	サンゴ増殖技術を開発・確立、環礁国家に対して島の保全・再生の技術協力	連携手続きの検討	区域指定に合わせ手続き制定
海洋鉱物資源開発の推進	特定離島周辺海域で基礎調査を実施、成果を踏まえ資源の開発・商用化	行政財産化のための調査、手続き調整	平成23年度早期の行政財産化のための手続きを実施中
海洋における再生可能エネルギー技術の実証試験場としての可能性を検討	海洋における再生可能エネルギー技術の実証試験場としての可能性を検討	平成23年度予算を確保	海洋再生可能エネルギー技術の実証試験(ただし特定離島外)
自然環境をいかした新素材の開発	海洋構造物の新素材の技術評価試験の実施により新素材を開発	繊維系複合材、超耐食性金属等の耐久性試験(モニタリング)	同左

人為的影響を受けない環境をいかした地球環境の観測	全球大気監視計画に資する温室効ガス濃度等の地球環境の観測を実施	二酸化炭素、オゾン等の温室効果ガス等の観測	同左
広域的な地殻変動観測	G P S連続観測システムにより広域な地殻変動を連続的に観測	電子基準点によるG P S連続観測を実施	同左
観測・研究活動の拠点としての環境整備	島への移動手段、研究・宿泊施設等の利用に関するルール作りや関係省庁が行う協力・支援の枠組み等を検討	(未実施)	特定離島港湾施設の整備の進捗状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討
持続可能なエネルギーモデルの検討	必要とするエネルギーを再生可能エネルギーで賄う仕組みについて検討	(未実施)	同上
海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全	海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全方策について検討	我が国の海洋保護区の設定の在り方に關して検討	我が国の海洋保護区の設定の在り方を明確化
教育・観光の場としての活用等	旅客船クルーズを企画・推奨する等により、教育や観光の場としての活用を検討	(未実施)	特定離島港湾施設の整備の進捗状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討
活動支援のための海洋データ収集、海上の安全の確保	気象情報の提供、イベント等を通じて、国民に両島を周知する方法等を検討	気象情報をホームページで公表	継続して気象情報を公表
(3) 拠点施設の整備に関する事項	海潮流観測等を実施、海洋特性を把握	潮汐観測を実施、海潮流観測のための平成23年度予算を確保	海潮流観測等を実施
特定離島港湾施設の整備	灯台等の航路標識を整備、安全を確保	灯台の管理	同左
(4) その他の事項	南鳥島における整備 沖ノ鳥島における整備	建設に着工 早期整備のための調査を実施	建設を継続 建設に着工
施策の効果的な実施のための關係機関等の連携	関係省庁連絡会議を設置し、定期的に開催	関係省庁連絡会議を設置、省庁間協力・調整を実施	引き続き、省庁間協力・調整を図った
国民への普及・啓発等	国民への普及及び啓発、地方自治体・関係者等に理解と協力を要請	法の施行、基本計画の決定等についてホームページ等で周知	低潮線保全区域の指定等についてホームページ等で周知

我が国における海洋保護区の設定のあり方について

平成23年5月
環境省

○ 背景

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、「生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」とこととしている。

○ 我が国の海洋保護区の考え方

海洋保護区は、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するためには区域を特定して規制や管理措置を講ずるもので、有効な保全施策として重要視されている。

我が国の海洋保護区は、以下のとおり定義され、いずれかの生態系サービスを持続可能な形で利用することを目的とする場合も海洋保護区の一つとして取り扱うものとする。

「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。」（注：「海洋生物多様性保全戦略」における定義）

上記の定義に従って設定された区域においては、具体的な設定目的に従った管理措置が柔軟に導入されるものとする。

なお、海洋の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のための取組には、生物多様性に悪影響を与える環境改変の防止、海洋環境の汚染負荷の軽減、適切な漁業資源管理、適切な外来種の管理など、影響要因等によって様々な手法があり、その目的に応じた適切な手法による取組が実施されている。これらの取組には海域を明確に特定しない施策とともに、海域を明確に特定する海洋保護区の設定があり、必要に応じて双方の手法を適切に組み合わせてゆくことが有効である。

○ 我が国において海洋保護区に該当する区域

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、それらを検討した結果、別表のとおり整理された。

○ 今後の対応

平成 22 年 10 月に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に置き、また、我が国が締結している関連国際条約との整合性を確保しつつ、関係府省が連携の下、前述した既存の制度を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進する。

また、その設定状況について継続的にレビューするとともに、将来、必要に応じ、設定のあり方について検証し、必要な検討を行っていくこととする。

我が国において海洋保護区に該当する区域

① 自然景観の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然公園 (自然公園法)	自然の風景地を保護し、その利用を促進することにより、生物多様性の確保に寄与する	主として土地改変などの開発規制（普通地域：届出制）。海域公園地区（許可制）では採捕規制もある。なお、汽水域では特別地域（許可制）の設定がありうる。
自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜地等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制（府県への届出制）

② 自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然環境保全地域（自然環境保全法）	自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制（普通地域：届出制）。海域特別地区（許可制）では採捕規制もある。
鳥獣保護区 (鳥獣保護法)	鳥獣を保護する	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区 (種の保存法)	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制（届出制）。管理地区では開発規制（許可制）のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。
天然記念物 (文化財保護法)	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為（許可制）

③ 水産生物の保護培養等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
保護水面（水産資源保護法）	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制（許可制）、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制（知事又は農林水産大臣への届出制）。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度※）	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制。
※各種根拠制度：採捕規制区域（漁業法及び水産資源保護法）、資源管理規定の対象水面及び組合等の自主的取組（水産業協同組合法）		
共同漁業権区域（漁業法）	漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等	漁業権行使規則（知事認可）等による水産動植物の採捕規制（区域、期間、漁法、隻数等）。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。

上記の既存制度のうち、地理情報が入手可能な区域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域）の面積を環境省において試算したところ、区域の重複を除いた合計面積が約 369,200km²であり、これは領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積の約 8.3 %に当たる。

表1 海洋に係る基本指標

・世界の指標

項目	データ	備考
国連海洋法条約締約国数	162カ国・地域(平成23年6月)	日本は平成8年6月に批准(国連ホームページより)
世界の海上輸送量	77億4,500万トン(平成20年)	(*2)
世界の漁業・養殖業生産量	1億6,316万トン(平成21年)	(*1)
世界の海賊発生件数	445件(平成22年)	
うち東南アジア	70件(平成22年)	国際商業会議所国際海事局作成レポートより
うちソマリア沖	219件(平成22年)	
世界の新造船建造量	7,707万総トン(平成21年)	(*2)

・日本の指標

項目	データ	備考
海洋産業の国内総生産額	約 20.0兆円(平成17年)	(注1)
海洋産業の従業者数	約 98.1万人(平成17年)	(注1)
海運関連		
我が国の海上貿易量	8億3,251万トン(平成21年)	総貿易量の99.7%(*2)
海上輸送による輸入量	6億8,886万トン(平成21年)	総輸入量の99.8%(*2)
海上輸送による輸出量	1億4,365万トン(平成21年)	総輸出量の99.2%(*2)
日本人船員数	71,337人(平成21年)	(*2)
うち外航船員数	2,384人(平成21年)	(*2)
うち内航船員数	29,228人(平成21年)	(*2)
うち漁業船員数	24,320人(平成21年)	(*2)
その他	15,405人(平成21年)	引船、はしけ、官公庁船の船員数(*2)
国内旅客輸送人員	9,218万人(平成21年度)	(*2)
海難船舶隻数	2,400隻(平成22年)	(*4)
海賊被害件数	15件(平成22年)	日本籍船・日本事業者運行の外国船の数字 (国際商業会議所国際海事局作成レポートより)
日本の新造船建造量	1,897万総トン(平成21年)	世界の新造船建造量の24.6%(第3位) (*2)
漁業関連		
漁業・養殖業生産額	1兆4727億円(平成21年)	農林水産省ホームページより
漁業・養殖業生産量	543万トン(平成21年)	世界第5位、農林水産省ホームページより
漁業従事者数	21.2万人(平成21年)	農林水産省ホームページより
港湾・漁港の数		
港湾数	997港(平成22年4月1日)	国土交通省港湾局調べ
漁港数	2,914港(平成23年7月1日)	農林水産省ホームページより
我が国の船舶数		
外航海運	日本籍船 外国用船	119隻(平成22年6月30日現在) 2,623隻(平成22年6月30日現在) 我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外 航商船群(*2)
内航海運	旅客船 貨物船	2,281隻(平成22年4月1日現在) 5,609隻(平成22年3月31日現在) (*2)
漁船	185,465隻(平成20年)	農林水産省ホームページより
プレジャーボート(保有隻数)	303,516隻(平成21年度)	特殊小型船(PWC)、プレジャーモーターボート、プレ ジャーヨット及び遊漁船の合計 (小型船舶統計(日本小型船舶検査機構)より)
小型船舶免許件数	約 324万人(平成22年度末)	国土交通省海事局調べ

表1 海洋に係る基本指標

(参考)海洋に係る基礎的データ

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km ²	地表面積5億0,995万km ² の70.8%(*5)
太平洋海域の面積	1億8,134万km ²	オホーツク、日本海等を含む(*5)
大西洋海域の面積	9,431万km ²	地中海、黒海等を含む(*5)
インド洋海域の面積	7,412万km ²	紅海、ペルシャ湾を含む(*5)
北極海の面積	1,226万km ²	(*5)
海洋の平均水深	3,729m	(*5)
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝(*5)

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km ²	内水を含む (海上保安庁海洋情報部調べ)
我が国の海岸線の距離	3万5,275km	(*3)

(注1) 海洋産業の活動状況に関する調査報告書による推定値

報告書については (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/chousa/kaiyousangyou.html>) 参照

* 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

*1 水産白書(農林水産省水産庁)

*2 海事レポート(国土交通省海事局)

*3 海岸統計(国土交通省河川局)

*4 海上保安レポート(国土交通省海上保安庁)

*5 理科年表(丸善／国立天文台編)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	参事官(重点分野担当)	・科学技術(フロンティア分野のうち海洋)の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案業務 等
	政策統括官(防災担当)	参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)	・東海地震や東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 ・中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」における東京湾の高潮による大規模水害対策業務 等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務 ・沖縄における赤土等の発生源対策業務 等
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難事故における人命の救助及び水難事故の防止に関する業務 等
	警備局	警備課	・津波、高潮等に係る災害警備に関する業務
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備・運用に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務(国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報)
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム(ARF)における海上の安全に関する業務
		不拡散・科学原子力課	・拡散に対する安全保障構想(PSI)に関する業務 ・海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)2005年議定書に係る業務
		軍縮不拡散・科学部	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 地球観測に関する政府間会合(GEO) - 國際移動通信衛星機構(IMSO) - 統合國際深海掘削計画(IODP) - 北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)
	アジア大洋州局	地域政策課	・国境を越える犯罪に関するASEAN+3協力に係る業務(海賊対策、海上テロ対策)
	経済局	経済安全保障課	・エネルギー資源その他の資源や海洋の開発及び利用に関する对外経済関係のうち、我が国の安全保障に関するものに関する外交政策等に関する業務
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関室	・国際海事機関 IMO)に関する業務 ・国際水路機関(IHO)に関する業務
		地球環境課	・生物多様性(CBD)に関する業務 ・ロンドン条約議定書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務(含:大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所)
	各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築、維持及び運用に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
財務省	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務
文部科学省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育(水族館等の博物館を含む。)における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づく、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務 等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・独立行政法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・競争的研究資金「海洋資源利用促進技術開発プログラム」による技術開発に関する業務 ・統合国際深海掘削計画(IODP)の推進、及び政府間海洋学委員会(IOC)への参画など、海洋に関する国際協力業務 等
		環境エネルギー課	・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するため、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	独立行政法人 海洋研究開発機構		・海洋科学技術に関する研究の推進(地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究、基盤技術開発)、共同研究及び研究協力の推進、統合国際深海掘削計画の推進、独創的・萌芽的な研究の推進 ・海洋に関する研究開発成果の普及、情報発信・普及広報活動、研究開発成果の権利化及び適切な管理 ・海洋に関する研究開発等を行う者への研究船(地球深部探査船など)の供用、試験研究施設(地球シミュレータなど)の供用 ・海洋にかかわる研究者及び技術者の養成と資質の向上 等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部(伝統文化課、記念物課、参事官付(建造物担当))	・文化財(海洋に関連のある文化財を含む)に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	林野庁	国有林野部 (経営企画課、業務課)、森林整備部(治山課、研究・保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
		漁政部 (漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に関する業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務
	水産庁	資源管理部 (管理課、沿岸沖合課、遠洋課、国際課)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源回復計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部 (研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等に関する業務
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	原子力・安全保安院	鉱山保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、鉱山の保安に関する業務 等
	資源エネルギー庁	資源・燃料部 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部 鉱物資源課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務
		資源・燃料部 石油・天然ガス課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下の石油、可燃性天然ガス等の鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務 ・石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行に関する業務
		省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーに関する政策に関する業務(洋上風力発電等の海洋エネルギー利用を含む。)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染防止法に基づく、船舶起因の海洋汚染及び大気汚染並びに海上災害を防止するための規制に関する業務 ・申請に基づく海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務 等
	国土政策局	離島振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・離島における社会資本の整備・地域間交流の促進等の施策に関する業務
		特別地域振興官	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島、小笠原諸島における振興開発に関する業務
	都市局	公園緑地・景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜部における都市公園整備等に関する業務
	水管理・国土保全局	水政課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸(港湾に係る海岸を除く。)の行政監督に関する業務 ・公有水面(港湾内の公有水面を除く。)の埋立てに係る認可等に関する業務 等
		河川環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理への取り組みに資する制度、予算、調査などの施策の企画及び立案等に関する業務 ・陸域と一体的に行う沿岸域管理のための必要な措置に関する業務
		防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務 ・海岸域における水防活動に関する業務
		下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
		砂防部 保全課海岸室	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に必要な措置に関する業務 ・低潮線保全区域における低潮線の保全に関する業務
海事局	海事局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する業務 等
		安全・環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 ・海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		海事人材政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		外航課	<ul style="list-style-type: none"> ・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		内航課	<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		運航労務課	<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事務 等
		船舶産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	海事局	安全基準課	・船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関する業務 等
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務 等
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務 等
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務(・海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること 等) ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供 等
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授
	独立行政法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等
	港湾局	総務課	・開発保全航路に関する業務 ・港湾施設の整備に際する公有水面の埋立てにに関する業務 ・港湾、海域の保安に係る情報収集・分析・提供 等
		港湾経済課 港湾情報化推進室	・スーパー中枢港湾の指定、港湾手続の統一化・簡素化等に関する業務
		計画課	・自然環境の保全等に配慮した港湾整備事業の実施等に関する業務 ・効率的かつ安定的な海上輸送を確保するための係留施設・航路等の整備等に関する業務 ・我が国の海上物流ネットワークの分析・港湾整備の方策等の検討に関する業務 等
		振興課	・海域・陸域一体となった施策等の総合的実施に係る調整等に関する業務 ・海洋の利用開発に係る施策の企画、立案等の業務 ・特定離島港湾施設の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する業務 ・港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関する業務
		技術企画課	・国際海上コンテナーミナル等の国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備に関する業務 ・離島の海上交通の安全性の確保等のための港湾及び開発保全航路の整備に関する業務
		技術企画課 技術監理室	・水域施設や係留施設等の港湾の施設に対する性能規定に関する業務 ・全国の波浪観測を始めとした各種海象観測に関する業務 ・港湾及び沿岸域の開発、利用、保全に係る先端的な研究・技術開発に関する業務 ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域におけるゴミや油等を回収する海洋環境整備船の建造・配備に関する業務 ・大型浚渫兼油回収船の配備等に関する業務 等
		国際・環境課	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・沈廃船・放置座礁船処理等に関する業務 ・港湾整備等により発生した浚渫土砂を有効活用した覆砂、干潟等の造成、深堀跡の埋戻し等に関する業務 ・「港湾景観形成ガイドライン(平成17年3月策定)」に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	港湾局	海岸・防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に関する業務 ・大規模災害発生時等において海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や基幹的広域防災拠点の整備等に関する業務 ・津波・高潮等の大規模自然災害によって被災した施設の被害拡大防止及び復旧に関する業務 等
	独立行政法人 港湾空港技術研究所		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等
	航空局	航空ネットワーク 部環境・地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航空路線の維持を図るための補助に関する業務
	北海道局	参事官	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土隣接地域の市町等が単独事業として実施する水産資源増大対策事業などの地域の産業振興を図る施策の推進に要する経費補助に関する業務
	国土地理院	測地部	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域(EEZ)の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		基本図情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター	<ul style="list-style-type: none"> ・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25駿潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ鳥島等における位置決定のための連続観測に関する業務
	気象庁	地理地殻活動研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設(145施設)の潮位観測データの一元的提供に関する業務
			<ul style="list-style-type: none"> ・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> -海上の気象等の観測及びその成果の発表 -海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 -地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 -高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 -海流、海水温、海水等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 -気候に関する情報の収集及び発表
		気象研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務 等
海上保安庁		総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務
		装備技術部	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務
		警備救難部	<ul style="list-style-type: none"> ・海難救助、マリンレジャーの安全推進、国内及び外国船による密漁対策、密輸・密航対策、テロ対策、不審船・工作船対策、海洋環境の保全、海洋環境保全対策、海上環境事犯の摘発、事故災害対策、自然災害対策、海賊対策に係る業務
		海洋情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務
		交通部	<ul style="list-style-type: none"> ・海難の調査やその分析結果に基づく海難防止対策の立案、航路標識の整備計画の策定等、海上交通業務に関する企画・立案・調整に係る業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	独立行政法人 海上災害防止センター		・海上防災措置の実施、排出油等防除資機材の保有、海上防災訓練に関する業務、海上防災に関する調査研究、海上防災に関する情報の収集・整理・提供、国際協力の推進 等
	運輸安全委員会		・船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 ・関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	海難審判所		・海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋研究部	・沿岸海洋における環境創造・共生型事業を評価する技術に関する調査・研究及び開発業務 ・沿岸海洋における環境モニタリングとその応用に関する調査・研究及び開発業務
		港湾研究部	・港湾及び航路の整備・利用計画に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾の配置・機能・能力に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾施設の設計及び技術上の基準に関する調査・研究及び開発業務
	地方整備局	河川部	・海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
	北海道開発局	建設部	・北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
環境省	水・大気環境局	水環境課	・公共用水域(海域を含む)についての水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 ・都道府県が実施する公共用水域(海域を含む)の水質常時監視結果の集計に関する業務
		水環境課 海洋環境室	・海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査に関する業務 ・国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 ・事業者からIMOに提出するバラスト水管理システム装置申請書の国内事前審査業務 ・漂流・漂着ごみの削減に向けた取組の推進に関する業務 等
	自然環境局	総務課 自然ふれあい推進室	・海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		総務課 生物多様性センター	・自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)に関する業務
		自然環境計画課	・自然環境保全地域(海域を含む)の指定に関する業務 ・自然環境保全地域の海域特別地区での許可業務 ・東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略、国内のサンゴ礁生態系保全行動計画の策定に関する業務 ・海洋生物多様性の情報整備、海洋生物多様性保全戦略の策定に関する業務 等
		国立公園課	・国立公園の海域公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 ・国立・国定公園における海域公園地区の指定に関する業務 ・オニヒトデ駆除、海岸清掃等のマリンワーカー事業に関する業務
		野生生物課	・海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 ・国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務 等
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	・海岸(海岸保全区域外)に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 ・海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備に対する市町村への支援に関する業務 等
		浄化槽推進室	・浄化槽の整備に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
防衛省	防衛政策局	防衛政策課	・海洋政策に関する業務
		国際政策課	・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
		防衛計画課	・海上自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
		調査課	・海洋情報に関する業務
	運用企画局	事態対処課	・海上警備行動、海賊対処行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
	海上幕僚監部		・海上における人命・財産の保護、周辺海域の警戒監視を含む海上自衛隊の隊務の計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の計画の立案に必要な情報に関する計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の能率的運営の調査及び研究に関する業務 ・海上自衛隊の部隊等の管理及び運営の調整に関する業務 ・海上自衛隊について防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する業務

表3 用語集

用語集

本用語集は、海洋基本計画用語集（<http://www.kantei.go.jp/p/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318yougo.pdf>）に「平成23年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策（海洋の年次報告）」で使われた用語を追加した資料です。

説明は海洋基本計画及び海洋の年次報告に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではありません。

用語	説明
あ行	
アウトリーチ活動	専門家や関係機関が一般社会に向けて、分かりやすく親しみやすい形で教育普及・啓発活動等の働きかけを行う活動。国民との双方向的な対話を通じて、国民が海洋に関する夢、感動、海洋の魅力を体感することにより、海洋に関する理解の増進に資する効果を有する。
アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）	東南アジアにおいて急増する海賊に対処するため、海賊に関する情報共有と各国の協力体制の構築を通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的として、アジア地域諸国間で結ばれた協定。平成23年4月現在の締約国は17ヵ国。同協定に基づき、情報共有センターはシンガポールに設置され、締約国間の海賊行為等の情報共有や容疑船舶の拿捕等の協力体制の構築等を行っている。
アジア人船員国際共同養成プログラム	船舶の安全運航のためには船員の質の向上を図ることが重要であること、今後世界規模での船員逼迫が予想されること、資質の高いアジア人船員の確保が我が国の海上輸送の確保上依然として重要であることから、優秀なアジア人船員を育成・確保するため、我が国主導で策定するプログラムであり、アジア各国における船員教育システム全体の改革を我が国が支援する等の取組を内容とする。
アジェンダ21	1992年の国連環境開発会議で採択された行動計画。大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策などの具体的問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定している。
アルゴ計画	世界気象機関及び政府間海洋学委員会などの協力のもと、国際的な枠組みにより、世界の海洋を常時観測するシステムとして中層フロート（海面から深さ2,000メートルまでの間を自動的に浮き沈みしながら水温・塩分を観測し、そのデータを人工衛星経由にて通報する観測機器）を全世界に約3,000台投入して、海洋の状況をリアルタイムに把握する計画。平成19年11月に3,000台投入という目標を達成し、現在はこの台数の維持に努めている。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象。
イノベーション・システム	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと（イノベーション）を目的とし、その過程に関係する機関（主役となる企業、知識を提供する公的研究機関、大学等）の活動、これらの機関の相互間での資源（知識、人材等）の流れ及びそれぞれの活動に影響を与える外的要因（例：政府による規制・奨励策、金融政策、雇用政策、教育・人材育成政策等）の総体を指す。
インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。学生の主体的な職業選択や高い職業意識の育成、就職後の職場への適応力や定着率向上、自主性・独創性のある人材の育成等の意義がある。
海の月間	広く国民の「海」に対する理解と認識を深めるため、政府、地方公共団体、海にかかわりのある様々な団体等が協力して、より活発な広報活動等に取り組む期間として設けられているもの。国民の祝日「海の日」を含む7月1日から31日までの期間。

表3 用語集

用語	説明
海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを目的に、国民の祝日に関する法律に定められた国民の祝日。7月の第3月曜日。明治9年に、明治天皇のご巡幸の際、灯台巡回船「明治丸」で函館から横浜にご到着された日を記念した「海の記念日（7月20日）」を、平成8年から国民の祝日としたもの。
運航トン数	運航する船舶の純トン数。純トン数は、船舶の大きさを表す一つの指標で、重量を表す単位とは異なり、それぞれの船舶の旅客や貨物の運送に使用する場所の大きさ（容積）で表される。その船舶の利益を上げるための場所の大きさとみなして、種々の税金や手数料を定める根拠として用いられている。
運輸安全マネジメント制度	運輸事業者が、経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国が、事業者が構築した安全管理体制の実施状況等を評価するもの。各事業者は、輸送の安全を確保するための事業運営方針、事業の実施及び管理に関する体制や方法について定めた規程（安全管理規程）の作成・届出、経営中枢で安全管理体制を統括管理する立場の者（安全管理統括管理者）の選任等を行わなければならない。国は、各事業者に立入り、安全管理体制の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善に向けた助言等を行う。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。一般には1982年にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。
沿岸域	海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域。沿岸域は、様々な自然環境や多様な機能を有し、陸域の影響を顕著に受け、様々な利用が輻輳していることから、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる範囲については、海域及び陸域における諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずべき区域である。
沿岸漂砂 (えんがんひょうさ)	沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。長期的に海岸侵食や港湾の埋没を引き起こす原因となる。
オゾン層	地上から約10～15km上空の成層圏に存在するオゾンにより形成される、地球を取り巻く層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

か行

海岸保全施設	海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。
外航	本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海。
海溝型地震	海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震を総称して海溝型地震と呼ぶ。ある程度の間隔を周期として定期的に発生すること、規模がマグニチュード8以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることが特徴。我が国周辺では、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）や、近い将来の発生が指摘されている東海地震等が例として挙げられる。
海山	円形または楕円形の底面をもち、周囲の海底から1,000m以上そびえ立つ独立した海面下の隆起部。比較的急な斜面を有し、かつ小さな頂部を有して、浸食されていない陸上火山の地形に類似する。平たい山頂部や斜面部にはコバルトリッヂクラストが広く分布するものがある。周辺の海底面からの比高が1,000m未満のものは海丘という。

表3 用語集

用語	説明
海象 (かいしょう)	波浪や潮流などの、海洋における自然現象。海象観測により得られたデータは、地球環境変動予測や海洋上での安全な活動、海岸保全対策の実施等の資料として利用される。
海上人命安全条約 (SOLAS条約)	タイタニック号の遭難事故を契機に、それまで各国に任せていた船舶の安全性確保について国際的に取り決めた1914年の条約が最初のもので、現在は1974年に採択された本条約が効力を有している。船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運航の管理に係る技術要件について規定されている。正式名称は「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」。日本は1980年に締結、同年発効。
海底熱水鉱床 (かいいていねっすいこうじょう)	海底から噴出する熱水が低温の海水と接触することにより、銅、鉛、亜鉛、金、銀、レアメタル等の金属成分が析出・沈殿してきた多金属鉱床。水深500~3,000mの海底に分布している。我が国では昭和60年度から調査を開始し、沖縄近海、伊豆・小笠原海域などで鉱床が発見されている。
開発保全航路	重要な航路であるため、国が開発及び保全する必要がある航路。航路の機能を確保するため、維持浚渫、障害物の除去、パトロール等の維持管理を行っている。
海洋汚染防止条約 (MARPOL条約)	船舶の航行に起因する環境汚染（油、有害液体物質、危険物、汚水及び廃棄物による汚染等）を防止するため、船舶の構造設備等に関する基準を定めた国際条約。日本は、1983年に「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」を締結。同年、同議定書とともに本条約は効力を生じた。1997年の改正議定書により、オゾン破壊物質や窒素酸化物などの排ガスを規制する附属書VIが追加された（同改正議定書については、日本は2005年に締結、同年発効）。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を審議することを目的として、科学技術・学術審議会に設置されている分科会。
海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）	海洋航行不法行為防止条約（SUA条約）を改正するための議定書。新たに船舶そのものを使用した不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等をSUA条約上の犯罪とし、それらの不法行為を防止・抑止するための乗船等について規定するもの。2005年10月に採択された。12か国が締結した日の後90日の日に効力を生じる。2010年4月時点で12か国・地域が締結。2010年7月に発効。 なお、SUA条約とは、暴力等を用いた船舶の奪取及び管理、破壊等の海洋の安全に対する不法な行為の犯人又は容疑者が刑事手続きを免れることができないよう、締約国に対し、裁判権を設定すること及びこのような行為を引渡犯罪とすることを義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか、訴追のため事件を自国の当局に付託するかいずれかを行うことを定めたもの。1988年に採択され1992年に発効した（日本は1998年に締結。）。2011年3月末時点で157か国・地域が締結。
外洋上プラットフォーム	海洋空間利用の基盤となる施設で、深い海域にも対応できる浮体構造式構造物。洋上での発電用風車の稼動等を可能とするため、構造の強度や信頼性の向上のための技術、係留技術等の要素技術を確立した。
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針	海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等を図るために当たって基本的な事項を定めた指針。概ね5年ごとに定めている。

表3 用語集

用語	説明
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣が定める計画であり、資源の動向を基礎として漁業の経営状況等を勘案し、第1種特定海洋生物資源（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、ずわいがにの7魚種）について漁獲可能量を、第2種特定海洋生物資源（あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの9魚種）について漁獲努力可能量を定めるもの。毎年少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときには変更される。
海洋生物多様性保全戦略	海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とし、基本的な考え方と施策の方向性を示すため、環境省が関係省庁の協力を得て平成23年3月に策定したもの。この中に我が国の海洋保護区の定義が定められている。
海洋大循環	海水の温度及び塩分濃度による密度の差と、海上を吹く風の力により発生し、地球規模で海洋の表層と深層を長期間かけて循環する海水の流れ。極寒のグリーンランド沖や南極周辺海域にて毎秒約1,500～3,000万トンの海水が沈降し、深層海流となってインド洋、太平洋へ移動、一部はインド洋で湧き上がりつつ、北太平洋に向けて北上しながら海面まで湧昇する。その後、暖かい表層流となって太平洋、インド洋、大西洋をめぐり、再び北大西洋で深海へ沈んでいく。深層海流のスピードは毎秒数mmから数cm程度で、約2,000年かけて循環している。「海洋コンベアベルト」「深層大海流」とも呼ばれる。
海洋地球観測探査システム	第3期科学技術基本計画にて選定された国家基幹技術の一つであり、衛星による全球的な観測・監視技術と深海底下までをカバーする海洋探査技術により得られる各種データを有機的に統合し、社会的・科学的に有用な情報に変換して提供するシステム。我が国の地球環境観測、災害監視、資源探査などに貢献することが期待される。
海洋バイオマス	バイオマスとは、生物（bio）の量（mass）に由来し、「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。バイオマス・ニッポン総合戦略は、平成14年12月に地球温暖化防止等を目的として国が定めたもの。平成18年3月に見直しを行い、輸送用燃料などへのバイオマスエネルギーの導入促進を強化した。 例えば海洋中に存在する微細菌類や海藻等に由来するバイオマスは、種類が多様で地域特性に差がある、季節変動が大きい、塩分・水分を多く含んでいる等の特徴を有している。未利用の部分が多いことから、それらからの有用成分の抽出やエネルギー変換による利用が期待されている。
海里 (かいり)	長さの単位。1海里は1,852m。また、船の速さは通常1ノット（1時間で1海里進む速さ）を単位として表す。
科学技術・学術審議会	文部科学大臣の諮問に応じて科学技術の総合的な振興や学術の振興に関する重要事項についての調査審議等を行う文部科学省に置かれている審議会。海洋の開発に関しては、文部科学大臣または関係各大臣の諮問に応じて調査審議等を行う。
科学技術基本計画	平成7年に制定された科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される科学技術の振興に関する基本的な計画。平成18年度から平成22年度までを期間として平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」の2点を基本姿勢とし、「フロンティア分野」等について分野別推進戦略を定めて、計画期間中に集中投資を必要とする「戦略重点科学技術」の選定を行うなど、各分野内の重点化を図ることとしている。
拡散に対する安全保障構想 (PSI)	大量破壊兵器等の拡散防止のため、各国が、国際法・各国内法の範囲内でとりうる措置を実施・検討するための取組。（PSI：Proliferation Security Initiative）。
管轄権 (かんかつけん)	国家がその国内法を一定の範囲内にある人、物などに対して具体的に適用し行使する権利。

表3 用語集

用語	説明
環境と開発に関するリオ宣言	1992年の国連環境開発会議で採択された行動原則。1972年（昭和47年）のストックホルム会議の「人間環境宣言」に沿い、さらにこれを拡張する形で、全部で27の原則を定立したもの。人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活をおくる資格があること、各国は自国の資源を開発する主権的権利を有するが同時に各国の活動が他国の環境に損害を与えないようにする責任があること、開発の権利の行使は現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たす必要があること、環境保護と開発の一体性、持続可能な開発のために貧困の撲滅に協力して取り組む必要があることなどを示している。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。 (IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change)
旗国 (きこく)	船舶の登録国。
技術経営	研究開発の成果等高度な「技術」に、市場を知り戦略を立て経済的価値に結び付ける「経営」を融合させ、売れる商品やサービスを創出すること。MOT（マネジメント・オブ・テクノロジー）とも呼ばれる。
基礎物理探査	物理探査とは、地下の岩石や鉱物の物理的性質を利用して、地下構造や有用鉱物等の所在を解明するもので、地震探査、重力探査、磁気探査がある。海洋においては、調査船から海中に弹性波を発射し、海底及び海底下の構造によって返ってきた反射波を解析する地震探査法が主に用いられる。基礎物理探査とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査（基礎調査）の中で行う物理探査のことを指す。
機能性食品	栄養以外の何らかの生理作用を持つ成分を活かした加工食品。魚介類には、ペプチド、鉄分、DHA等の健康機能性成分が豊富に含まれており、水産物の健康機能が世界的に注目されている。
競争的資金	広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、複数の専門家等による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、実施すべき課題を採択し、研究者等に配分される研究費。
協力メカニズム（マラッカ・シンガポール海峡の）	マラッカ・シンガポール海峡における安全のための沿岸国・利用国・利用者による国際協力の枠組み。平成19年9月にマラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議において発足。沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場としての「フォーラム」、沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国との調整の場としての「プロジェクト調整委員会」、航行援助施設の整備・維持管理に関する「航行援助施設基金」の3つの内容からなる。
漁獲可能量（TAC）制度	資源状況等の科学的数据を基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限（TAC）を設定する制度。 (TAC : Total Allowable Catch)
漁獲努力可能量（TAE）制度	資源状況等の科学的数据を基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量（隻・日数）の上限（TAE）を設定する制度。 (TAE : Total Allowable Effort)

表3 用語集

用語	説明
漁業調整委員会	漁業法に基づき、水面の総合的な利用、漁業生産力の発展、漁業の民主化を図るため、漁業者及び漁業従事者を主体として設立される漁業調整機構。海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の3種類があり、紛争の調整及びその未然防止を図るために指示をすることができる。
漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則。
漁場保全の森づくり	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施する取組。
金属回収技術	鉱床から採掘された鉱石から、有用金属を選択的に取り出す技術。選鉱と製錬の2つの工程がある。選鉱は、鉱石の中から有用鉱物のみを分離回収する工程。製錬は、選鉱された有用鉱物から不純物を取り除いて有用金属を取り出す工程。
クリアリングハウス	どこに、どんな情報が、どのような形で存在しており、どうすれば使えるのかを知ることができるオンライン情報検索サービスのこと。主にインターネット電話や地理空間情報システム(GIS)の分野において使用されるサービス。
グリーンニューディール	自然エネルギーや環境分野への大型投資を通じた景気浮揚策のこと。
ケーシングパイプ	孔壁の保護のため、掘削孔内に挿入されるパイプ。
経済協力開発機構(OECD)	経済成長、開発途上国援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とした、市場主義を原則とする先進諸国の集まり。全世界的な広がりを持つ国際機関において、先進諸国が足並みを揃える必要がある場合の調整の場となることもある。OECDには世界の造船業に関する唯一の多国間政策協議の場として「造船部会」が置かれ、日本、欧州各国、韓国等の主要造船国が加盟し、公正な競争条件の確保に関する問題等についての協議を行っている。(OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development)
経済連携協定(EPA)	物品の関税やサービス貿易に関わる障壁の撤廃、市場制度や経済活動の一体化等により経済関係の強化を目指し、ある国や地域が海外の国や地域と結ぶ対象分野の広い国際約束。(EPA : Economic Partnership Agreement)
減圧法	メタンハイドレートの生産手法の一つ。地下の低温・高圧下で安定状態にあるメタンハイドレート層の圧力条件を下げることにより、メタンハイドレートを分解させメタンガスの生産を促す手法であり、我が国が開発に取り組んでいるもの。
公海	いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分(国連海洋法条約第86条)。公海では、航行の自由、漁獲を行う自由、人工島その他の設備を建設する自由、科学調査の自由等が認められている(公海自由の原則)。
鉱区開放	ある国が自国の領域内の鉱区を国際入札等に付することにより、外資を導入すること。

表3 用語集

用語	説明
航行援助施設	灯台、浮標（ブイ）などの船舶の安全な航行を支援する施設。
航路標識	灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設。（航路標識法第1条）
国際海事機関（IMO）	船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立（設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称。）。日本は設立当初に加盟国となり、理事国 の地位を保持している。2011年3月末現在、169の国・地域が正式に加盟し、3地域が準加盟国となっている。
国際海洋データ・情報交換システム（IODE）	政府間海洋学委員会の下で、国際間の海洋データ・情報の交換を促進することを目的として設置された国際的な枠組み。（IODE : International Oceanographic Data and Information Exchange）
国際海洋法裁判所	国連海洋法条約に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争の司法的解決を任務として、1996年に設立された機関。
国際コンテナ戦略港湾	「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」及び「国土交通省成長戦略（平成22年5月17日策定）」に基づき、「選択と集中」の考え方のもと、国際コンテナ戦略港湾検討委員会を立ち上げ、各港湾管理者等からの提案書について同委員会における委員評価を踏まえ選定した港湾をいう。平成22年8月6日に阪神港及び京浜港を選定。
国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）	日本が中心となり、1995年（平成7年）に開始されたサンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的な枠組み。地球規模でのサンゴ礁モニタリングの推進等を実施する。我が国は、地域会合等を開催することにより、その活動を推進している。（ICRI : International Coral Reef Initiative）
国際バルク戦略港湾	我が国の産業の国際競争力や国民生活を根底から支える国際バルク貨物（穀物、鉄鉱石、石炭）について、その安定的かつ安価な供給を支えるべく、政策手段と投資を集中する港湾。2011年5月、国際バルク戦略港湾の選定を行った。
国連海洋法条約	正式名称は「海洋法に関する国際連合条約」。英語名は"United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS、読み方はアンクロス)"。1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等多岐にわたる。
国連環境開発会議	ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで1992年6月に開催された、環境と開発を包括的に扱った初めてのサミット。21世紀に向けての行動計画「アジェンダ21」等を採択。通称：地球サミット。
国家基幹技術	国家的大規模プロジェクトとして第3期科学技術基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術。国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組む技術として、総合科学技術会議により「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「X線自由電子レーザー」の5つが選定されている。
コバルトリッチクラスト	海山の斜面や頂部に海水中の金属成分が付着してできたコバルト含有率の高い鉱床。水深1,200～5,500mの海山に分布している。コバルト以外にもマンガン、銅、ニッケル、白金等を含有。我が国では昭和62年度から調査を開始し、周辺海域の海山において鉱床が発見されている。

表3 用語集

用語	説明
さ行	
栽培漁業	魚介類は、自然界ではふ化直後の稚仔の減耗率が極めて高いため、人間の管理下で一定の大きさまで育成させた種苗を天然水域に放流し、適切な管理を行い、水産資源の持続的な利用を図ろうとするものである。
採鉱技術 (さいこうぎじゅつ)	地中（海底）から鉱物を含んだ岩石等を採取して地上（海上）に搬出するまでの作業に係る技術。
里海	人手が適切に加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域を指す概念。里海づくりでは、生態系・物質循環の健全化とふれあいの視点からの取組が、地域住民、漁業者、NPO、行政等の多様な主体の協働により、持続的に行われることが重要とされる。
三次元物理探査	二次元物理探査と同じ原理で、反射波を捉える受信器を付けたケーブルの数を増やすことにより、地下構造を三次元的に把握する探査手法。
暫定水域等 (ざんていいすいいきとう)	日韓、日中間で漁業に関する水域の境界の画定について合意が得られていない水域で自国の漁船に対して取締りと管理を行うこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
サンドバイパス	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。これとは逆に、流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法をサンドリサイクル工法という。
参与会議	総合海洋政策本部に置かれ、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる役割を担う海洋に関する幅広い分野の専門家から構成される有識者会議。
資源外交	エネルギー・鉱物資源の安定供給確保を目的として、政府が資源産出国の政府や国営企業との良好な関係を構築しその関係を強化するとともに、必要に応じ両国の首脳・閣僚間において対話を積極的に行うこと。
資源回復計画	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための①減船、休漁等の漁獲努力量の削減、②種苗放流等による資源の積極的培養、③漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成する。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置を実施する。
資源ナショナリズム	自国に存在する資源を自国で管理・開発しようという動き。資源の所有権を強く意識する考えが、民族・国土を重視するナショナリズムに例えられている。
試錐 (しそい)	基礎物理探査の結果等を踏まえ、原油やガスを最も採取しやすいと思われる地域を選定し、大型の掘削装置を用いて試掘を行い、地下の地質構造を直接的に把握する調査。
自然公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。すぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される。国立・国定公園では、公園ごとに保護と利用のための公園計画が定められ、そのための施設整備や地種区分に応じた行為の規制が行われる。

表3 用語集

用語	説明
持続可能な開発	「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発とされている。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
巡視艇の複数クルー制	年間を通じて時間帯により差のない巡視艇の緊急出動体制を確保することを目的として、巡視艇で業務を行う乗組員のグループを一隻に複数編成する体制のこと。
商業化	採取技術の開発、資源量の把握により経済的な生産が可能となること。
深海底	深海の海底とその地下。国連海洋法条約上は、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下（同条約第1条）をいい、深海底及びその資源は「人類の共有の財産」とされ、いずれの国もこれらについて主権の主張、専有等を行ってはならないとされている（同条約第136,137条）。なお、深海底における「資源」とは、自然の状態で深海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源（多金属性の団塊を含む。）をいう（同条約第133条）。
政策資源	政府や独立行政法人等政府機関が有する予算・人員・設備等。それが有限であることに着目して用いられる。
生態系	地球上の生物と大気、水、土壤などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」。
政府間海洋学委員会（IOC）	加盟国の共同活動を通じて、海洋の自然現象及び資源に関する知識を増進させるために科学的調査を促進することを目的として発足した委員会。（IOC : Intergovernmental Oceanographic Commission）
生物多様性	地球上のすべての生物に違いがあることをいうもの。森林や川、サンゴ礁など様々なタイプの自然があること（生態系の多様性）、いろいろな種類の生物がいること（種間の多様性）、同じ種でも異なった遺伝子を持つこと（種内の多様性）の3つのレベルでの多様性がある。生物多様性は生命が地球上に誕生してからの約40億年に及ぶ進化の結果創り上げられたもので、地球上の全ての生命の存続を支えている。生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を目的とした国際的枠組みとして「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」がある（1993年発効、日本同年締結）。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、政府が定める生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。わが国では平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、19年の2度にわたり改定が行われた。その後、平成20年に制定された生物多様性基本法においても生物多様性国家戦略の策定が義務づけられたことから、同法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」が平成22年3月に閣議決定された。
世界気候研究計画（WCRP）	世界気象機関（WMO）、国際科学会議（ICSU）及び政府間海洋学委員会（IOC）のもとで行われている、気候変動予測及び人間活動が気候に及ぼす影響の研究。（WCRP : World Climate Research Program）

表3 用語集

用語	説明
世界貿易機関（WTO）	品物やサービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の紛争を解決し、更に自由で公正な貿易を進めるための多国間貿易交渉（ラウンド）を開催することを目的とする国際貿易に関するルールを取扱う唯一の国際機関。1995年設立。（WTO : World Trade Organization）
全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画	既存及び将来の人工衛星や地上観測などの多様な観測システムを連携し、世界全域を対象とした包括的な地球観測システムを10年間で構築する計画。（GEOSS : Global Earth Observation System of Systems）
船舶が満たすべき安全基準	海上人命安全条約（SOLAS条約）等に基づく、船舶の安全に関する基準。各国政府において、船舶が満たすべき基準として整備される。その基準が遵守されているか確認する検査（船舶検査）を各國が実施すること等により、船舶の安全性が担保される。
船舶自動識別装置	船舶の位置、速力、針路等の情報や、海難事故等の航行安全に関する情報を、電波で送受信する装置。船位通報の自動化、運航者の労力軽減、通信の輻輳化の防止、船舶相互の衝突防止等が期待される。略称はAIS（Automatic Identification System）。
船舶の設計、建造、運航、解体に関する各種の基準	船舶には、設計、建造、運航の各段階ごとに、船舶そのものの安全、運航の安全、環境の保護、保安確保等に関する様々な基準が適用される。また近年では、船舶が解体されリサイクルされる段階での環境問題等が深刻化していることを受け、船舶やその解体施設等に対して船舶のリサイクルにおける環境汚染問題や労働災害を最小限にするための要件を定めた「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」が2009年5月に採択された。
総合海洋政策本部	海洋基本法に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に置かれている組織。すべての国務大臣で構成され、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び海洋政策担当大臣。①海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務、②関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務、③その他、海洋に関する重要施策の企画、立案、総合調整に関する事務をつかさどる。
総合科学技術会議	総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的として、内閣府に設置されている、内閣総理大臣を議長とする会議。政府全体の科学技術に関する総合戦略・資源配分方針等の作成や国家的に重要な研究開発等の評価を行っている。

た行

大水深域	水深1,000～3,000m級の海域。海外の石油開発では、近年、技術の進展によりメキシコ湾、ブラジル沖等の水深1,000m～3,000m級の海域において、石油坑井の掘削や石油の開発生産が行われている。我が国では、これまでこのような水深の海域での開発は皆無に近く、このような水深の海域を一般的に大水深域と呼んでいる。
大陸棚	沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう（同条約第76条1）。沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき国連海洋法条約附属書IIに定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する（国連海洋法条約第76条8）。沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利行使する（同条約第77条1）。

表3 用語集

用語	説明
大陸棚の限界に関する委員会	国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される委員会。同条約の締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の専門家21名で構成され、個人の資格で職務を遂行する。沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。（同条約第76条8、同条約附属書Ⅱ第1条及び第2条）
大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書 2005年議定書（仮称）	固定プラットフォームを起点とした不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等を犯罪とし、それらの不法行為を防止・抑止するための乗船等が円滑に行われるよう規定するもの。2005年10月に改正が採択された。改正議定書は、海洋航行不法行為防止条約条約2005年議定書（仮称）の発効を条件として、3か国が締結した日の後90日目の日に効力を生じる。2011年3月現在で16か国が締結。2010年7月に発効。
地域漁業管理機関	ある一定の広がりをもつ水域（例：インド洋）の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）等がある。
地球深部探査船「ちきゅう」	地球内部の調査を行うために我が国が建造。2005年7月に完成し、海洋研究開発機構（JAMSTEC）が運用している科学掘削船。水深2,500m（将来的には4,000mを目指している）の海底から約7,000mまで掘削できる性能を有している。2007年9月からは、統合国際深海掘削計画（IODP）による最初の研究航海として「南海トラフ地震発生帯掘削計画」（南海掘削）を紀伊半島沖熊野灘において開始した。
低潮線 (ていちょうせん)	干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。干出線（かんしゅつせん）ともいう。
点源負荷対策 (てんげんふかたいさく)	家庭、工場などの特定可能な排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。污水処理施設の整備、浄化槽の整備や下水道への接続率の向上などがある。
天然ガスハイドレート	天然ガスが水分子に取り込まれ氷状の固体（ハイドレート状態）になっているもので、-20°Cでその状態を維持できる。気体状の天然ガスよりも安全性が高い等のメリットがあり、採取された天然ガスを人工的にハイドレート状態にしたもののが、新たな天然ガスの輸送・貯蔵媒体として期待されている。
統合国際深海掘削計画 (IODP)	海洋科学掘削船を用いて深海底を掘削することにより、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした研究を行う国際プロジェクト。我が国が提供する地球深部探査船「ちきゅう」のほか、米国が提供するジョイス・レゾリューション号、欧州が提供する特定任務掘削船（MSP）の複数の科学掘削船を用い、科学目標を達成するための研究を行っている。（IODP : Integrated Ocean Drilling Program）

な行

内航	本邦の各港間の航海。
----	------------

表3 用語集

用語	説明
南海トラフ	東海沖～熊野灘～四国沖のエリア。メタンハイドレートは、地震探査記録において特有の強反射面（BSR）を示すエリアに多く賦存することが知られているが、我が国周辺海域の中でも南海トラフはBSRを示すエリアが広い。
二次元物理探査	海底の資源調査において、探査船に搭載されたエアガンと呼ばれる音源から音波を発し、それが海底面や地層の境界に当たってかえってきた反射波を捉え解析することで地下構造を把握する探査手法。
日本海洋データセンター（JODC）	国内の海洋調査機関によって得られた一定の海洋データを収集・管理し、国内外へ提供する機関。海上保安庁が運営している。（JODC : Japan Oceanographic Data Center）
日本型食生活	昭和50年代に実現していた食生活で、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。

は行

排他的経済水域	領海に接続する水域（国連海洋法条約第55条）。領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない（同条約第57条）と規定されている。排他的経済水域における沿岸国の権利として、天然資源（生物・非生物資源）の探査、開発等の主権的権利、構築物等の設置・利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等が規定されている（同条約第56条）。海岸が向かい合う国との距離が400海里未満の場合の境界画定は、衡平な解決を達成するために相手国との合意により行うと規定されている（同条約74条）。
船用工業製品	エンジン、プロペラ（スクリュー）などの推進用機器、クレーンなどの荷役機械、レーダーなどの航海用機器、救命ボートなどの救命機器など、船舶を構成する機器類の総称。
発光ダイオード集魚灯	小電力で長寿命というメリットを持つ発光ダイオードを使用した、いか釣り漁船の集魚灯。燃費の大幅な節約による経営改善のほか、紫外線や騒音の解消による労働環境の改善、二酸化炭素等の排出抑制等の効果が見込まれる。
バラスト水	船舶を空荷で運航する場合等に、船体が不安定になるのを抑える等安全を確保するために、「おもし」として積載する海水。目的地に到着後、貨物等を積込む時に排出されるため、バラスト水に混入した生物が世界中に拡散し、本来の生息地ではない場所で大繁殖することにより生態系の破壊、経済活動への被害、人の健康被害等を発生させことがある。そのため、国際海事機関（IMO）では、船舶がバラスト水を排出する前に浄化処理することを求める「船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（仮称）」を2004年2月に採択したが、世界的に見ても処理装置の開発が進んでおらず、条約発効の障害となっている（日本は未締結）。条約を早期に発効させるために、バラスト水処理装置の開発が喫緊の課題となっている。
非在来型の天然ガス資源	商業的に採取が可能な天然ガスに対して、効率的・採算的な採取が困難なことから、これまで商業的採取がされていない天然ガス資源をいう。メタンハイドレートの他に、貯岩に貯留されるシェールガス、石炭に吸着されるコールベッドメタンなどがある。
非特定汚染源	工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくい市街地、農地、山林等の負荷の発生源。

表3 用語集

用語	説明
貧酸素水塊 (ひんさんそすいかい)	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊。海域の底層において、富栄養化により増殖したプランクトンの死骸や海域に流入する有機物を分解する際に微生物が酸素を大量に消費することで、溶存酸素濃度が極端に低下する。水生生物が長時間接することで死滅する等の被害が出ることがある。
不審船に係る共同対処マニュアル	防衛庁（当時）と海上保安庁とが、平成11年12月に、不審船に係る具体的な連携について策定したマニュアル。平成11年3月23日に発生した能登半島沖不審船事案を受けて、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、自衛隊への海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などを規定。
フロンティア分野	「重点推進4分野」（特に重点的に研究開発を推進すべき分野）とともに第3期科学技術基本計画に位置づけられている、「推進4分野」（国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野）の一つ。本分野では、衛星による通信・測位、地球観測・監視等の宇宙利用、多様な資源・空間を有する海洋利用等により、国民生活の安全・安心と質の向上、経済社会の発展、我が国の総合的な安全保障や地球・人類の持続的発展などへの貢献を目指す。
便宜置籍船 (べんぎちせきせん)	船主が船籍を便利的に外国に登録した船舶。税負担が少なく、船員関係の運航上の規制が緩やかで、賃金の安い外国人船員を雇用することができるパナマやリベリアなどの国に置籍される例が多い。
北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)	海洋環境の保全のため国連環境計画 (UNEP) が進めている地域海計画の一つ。日本海及び黄海を対象とし、1994年（平成6年）に日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択された。その事務局機能を果たすRCU（地域調整ユニット）が、日本（富山）及び韓国（釜山）に2004年（平成16年）に設置された。（NOWPAP : NOrthWest Pacific Action Plan）
ポート・ステート・コントロール (PSC)	外国籍の船舶が入港した際、寄港国の機関がその船舶に立ち入り、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうか検査する制度。

ま行

メタンハイドレート	低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子（天然ガス）が取り込まれ、氷状になっているもの。非在来型の化石燃料として将来の実用化が期待されている。また、我が国周辺の南海トラフ等にも、相当量の賦存が見込まれており、新たな国産エネルギー資源になりうるとして期待されている。
面源負荷対策 (めんげんふかたいさく)	市街地、農地など面的な広がりを有する排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。路面の清掃や雨水の地下浸透促進、施肥量の適正化、農業用ため池の活用などがある。

や行

予防的な対策	地球サミットにおいて採択されたリオ宣言の中で述べられた「予防的な取組方法（Precautionary approach）」では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的な取組方法が基本的な考え方となっている。
--------	---

ら行

表3 用語集

用語	説明
ライザー掘削	海底の掘削孔から海面上の設備までを連結したパイプ（ライザーパイプ）の中をドリルパイプが通る二重管構造での掘削方法。ライザーパイプと噴出防止装置を用いて、泥水循環掘削（泥水で孔壁を保護し、地層圧力とバランスを取りながら行う掘削）を行うことで、掘削孔の崩れを防ぎ、より深くまで安定して掘削することを可能とする。
離岸堤 (りがんてい)	波の勢いを弱めるため、あるいは海岸に砂を蓄えることを目的として、海岸から離れた沖合いに海岸線と平行に設置される構造物。
領海	領土に接続する水域。沿岸国の主権が及ぶ。国連海洋法条約第3条では、「基線から測定して12海里を超えない範囲」でその幅を定める権利が認められている。我が国は、原則、基線からその外側12海里の線までを領海の範囲としている（領海及び接続水域に関する法律）。
ロンドン議定書	陸上において発生した廃棄物等の海洋投棄による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約の内容を改正・強化した議定書。廃棄物の海洋投棄を原則禁止とともに、投棄可能な廃棄物についてもその環境影響についての事前の検討等を求めていた。正式名称は「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」。1996年（平成8年）に採択、2006年（平成18年）に発効。

アルファベット

AIS	「船舶自動識別装置」を参照。
ASEAN地域フォーラム	1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中心としている。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。徐々にその参加国を拡大しつつ、平成22年4月現在では26か国及びEUが参加している。
EPA	「経済連携協定（EPA）」を参照。
GEOSS	「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を参照。
ICRI	「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」を参照。
ILO海上労働条約	船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉、社会保障等に係る国際的な基準を確立することにより、船員の労働環境の向上及び海運における公平な競争条件の確保を図ることを目的とする、既存の60を超える条約等を統合した国際条約。対象範囲が広く、例えば、時間外労働を含めて1日14時間まで、7日間72時間までといった労働時間の限度等の具体的な基準や、寄港国が外国船舶に立ち入って条約の遵守について監督することを認めるといった執行面の規定が含まれる。2006年2月に採択された。
IOC	「政府間海洋学委員会（IOC）」を参照。
IODE	「国際海洋データ・情報交換システム（IODE）」を参照。
IODP	「統合国際深海掘削計画」を参照。
IPCC	「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」を参照。

表3 用語集

用語	説明
IMO	「国際海事機関（IMO）」を参照。
JODC	「日本海洋データセンター（JODC）」を参照。
MARPOL条約	「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」を参照。
NOWPAP	「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」を参照。
OECD	「経済協力開発機構（OECD）」を参照。
PSC	「ポート・ステート・コントロール(PSC)」を参照。
PSI	「拡散に対する安全保障構想（PSI）」を参照。
ReCAAP	「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」を参照。
SOLAS条約	「海上人命安全条約(SOLAS条約)」を参照。
TAC	「漁獲可能量（TAC）制度」を参照。
TAE	「漁獲努力可能量（TAE）制度」を参照。
WCRP	「世界気候研究計画（WCRP）」を参照。
WTO	「世界貿易機関（WTO）」を参照。

平成23年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

平成23年11月発行

発行：内閣官房 総合海洋政策本部事務局